

運営に関する基準

1 身体的拘束等の適正化

基準

指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

【基準条例 第 155 条第 4 項及び第 5 項】

「緊急やむを得ない場合」の対応とは、(中略)「一時的に発生する突発事態」のみに限定される。当然のことながら、安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体拘束を行うことのないよう、次の要件・手続に沿って慎重な判断を行うことが求められる。

(中略)

以下の 3 つの要件をすべて満たす状態であることを「身体拘束廃止委員会」等のチームで検討、確認し記録しておく。

切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

【身体拘束ゼロへの手引き (2001.3 厚生労働省発行) P22】

事例

- ✓ 身体的拘束等を行った際の記録が残されていない。
- ✓ 身体的拘束等を行うにあたり、緊急やむを得ない場合か否か(切迫性、非代替性、一時性)について検討された経過が確認できない。

指導・ポイント

- 身体拘束の実施に当たっては、切迫性・非代替性・一時性を十分に検討し、検討内容の記録を残すこと。
- 身体拘束に頼らないケアを追求すること。身体拘束廃止に関する勉強会を開催し、施設全体として身体拘束廃止のための取組を実施すること。

介護報酬

1 看護体制加算 (I)

基準

イ 併設事業所について

併設事業所における看護体制加算の算定に当たっては、**本体施設における看護職員の配置とは別に**、必要な看護職員の配置を行う必要がある。具体的には、以下のとおりとする。

a 看護体制加算 (I) については、本体施設における看護師の配置にかかわらず、指定短期入所生活介護事業所として別に 1 名以上の常勤の**看護師**の配置を行った場合に算定が可能である。

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 2 (10) ①イ a】

事例

✓ 常勤の看護師を配置すべきところ、准看護師を配置していた。

指導・ポイント

➤ 常勤の看護師を配置すること。

2 生活機能向上連携加算 (H30 改正事項)

基準

①の個別機能訓練計画については、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。(後略)

【報酬告示留意事項通知 第 2 の 2 (7) ②】

事例

✓ 複数の利用者において個別機能訓練計画の目標が画一的であることに加え、実施時間の記載がない。

指導・ポイント

➤ 個別機能訓練計画の作成の際には、利用者ごとの目標、実施時間、実施方法等の内容を記載すること。目標については、段階的な目標を設定するなど可能なかぎり具体的かつ分かりやすい目標とすること。

3

緊急短期入所受入加算

基準

本加算の算定対象期間は原則として7日以内とし、その間に緊急受け入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談すること。ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができる、その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討すること。

【報酬告示留意事項通知 第2の2(17)⑥】

事例

- ✓ やむを得ず7日を超えて利用者を受け入れる際、アセスメントによって代替手段の確保等について検討していたものの、その記録を残していない

指導・ポイント

- 当該アセスメントを行った際は、その内容について記録に残すこと。

4

送迎加算

基準

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対し、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。

【報酬告示 別表の8イ・ロ注13】

事例

- ✓ 送迎を行った際の記録がない。

指導・ポイント

- 加算の算定に当たっては、必ず送迎記録を残すこと。